

山梨県公報

第二千五百十号

平成二十七年

五月十八日

月曜日

山梨県知事 後藤 斎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 一四〇号
- 道路の区域

区	間	
	旧 の別	新 の別
笛吹市石和町河内字宮窪四四七番の三地从前 から 笛吹市石和町井戸字豊岡七九番の一地先 まで	七・五〇 一三・〇〇	敷地の幅員 (メートル) (メートル)
	新	延 長
	一三・〇〇 一四・九	三三・五・二 三三・五・二

公 告

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後藤 斎

一 試験日

平成二十七年九月二十七日(日)

二 試験場所

甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス(受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。)

三 試験項目

- 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 人体の働きと医薬品
 - 主な医薬品とその作用
 - 薬事に関する法規と制度
 - 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格

目 次

- 手数料の収納事務の委託……………三三三二
- 道路の区域変更……………三三三一
- 公 告
- 山梨県登録販売者試験の実施……………三三三一
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………三三三一

告 示

山梨県告示第七十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後藤 斎

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町二丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会

二 委託に係る手数料

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

三 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十八日

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書（県内に在住する受験者にあつては正本副本各一通、県外に在住する受験者にあつては正本一通とする。）

(二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。）

2 受験手数料

一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十七年六月二十二日（月）から同年七月三日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先

県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生業務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十七年十月三十日（金）午前十時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五―二三三―一四九一）に問い合わせること。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年四月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 小田切解体工業

2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条千八百十二番地二

3 代表者の氏名 小田切浩

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七四五号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十七年三月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年四月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 天野設備

2 主たる営業所の所在地 都留市境二百八十三番地三

3 代表者の氏名 天野利夫

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第五五九二号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十七年三月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 鷹野田工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市湯沢千六百三番地
 - 3 代表者の氏名 野田幸雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九四五〇号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年三月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 勝俣塗装工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見二千二百六十五番地の二
 - 3 代表者の氏名 相続人 勝俣治彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第四五九二号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 株式会社浅間造園土木

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市松山千六百七番地

3 代表者の氏名 岡部幸一

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第四九九三号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 佐久間工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上今井九百八十四番地五
 - 3 代表者の氏名 佐久間英夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六五三三号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 三枝塗装
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市万力百八十五番地三
 - 3 代表者の氏名 三枝邦保

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第六五六三号
- 四 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 大前建築
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市岩窪町三十九番地三
 - 3 代表者の氏名 大前正夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八五六六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社希望興業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町飯富千八百八十二番地
 - 3 代表者の氏名 佐野哲美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九五九九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の

取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年四月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社武井工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市水神一丁目十番六号
 - 3 代表者の氏名 武井博文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六八七七号
- 四 処分の内容 建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。